

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

(あて先) 京都府知事		住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は印)	
京都府久世郡久御山町大字西一口小字西池5-3				ヤマト運輸株式会社 京都主管支店 支店長 渡邊 一則 電話 075 - 633	
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	貨物自動車運送事業				
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月				
基本方針	ヤマト運輸地球温暖化防止目標				
推進体制	京都主管支店社会貢献課が中心となる				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18	エコドライブ運動	全SDにエコドライブ運動重要性を教育し実践させる		
	18	低公害車導入	HV車10台・CNG車11台購入		
	18	エコドライブ運動	車両別に毎月前年の保持キロを示し、当月の保持キロをアップさせる		
	19	低公害事業所設置	低公害事業所を設置する(低公害車のための集配業務)		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率(計画) (%)	
	A 事業所等排出区分	2,852 t	2849 t	-0.1 %	
	B 輸送車両排出区分	6236 t	6201 t	-0.6 %	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 9088 t	*2 9,050 t	-0.4 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計	*3 t			
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)		
	*1 9088 t	(*2)-(*3) 9050.0 t	-0.4 %		
特記事項	1. 当社は平成18年度にHV車を10台購入しセンターに配車予定。また乗務員に対して毎月の会議を通じてエコドライブ運動の重要性と実践方法を指導教育いたします。 2. 実践と致しましてはお客様に対するサービスの利便性を向上させる為に、店舗展開及び集配車両を増加した為、電機使用量及び燃料消費量が増加しますが、温室効果ガスの削減に取組いたします。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。